

報道関係者各位

令和6年8月29日（木）

【照会先】

山口労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 白井 徹

高齢・障害者雇用対策係 枳本 篤志

電話 (083) 995-0383

もにす認定事業主として新たに 「社会福祉法人幸洋福祉会」を認定！

～認定通知書交付式を実施します～

山口労働局（局長 ともずみ こういちろう 友住 弘一郎）は、このたび、障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどが優良な中小企業である「もにす認定」企業として「社会福祉法人幸洋福祉会」を認定しました。これにより、山口県内の認定事業主は7社となりました。

山口県の雇用率未達成企業のうち、中小規模企業（常用労働者数300人以下）が8割強を占めており、中小規模企業での障害者雇用の促進が重要な課題となっています。

今般、もにす認定を受けた1社の取り組みについて、障害者雇用の身近なロールモデルとして県内企業の方々に広く知っていただくことで、障害者雇用の無い企業の解消など、障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待されます。

もにす認定を受けた企業は自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、厚生労働省と山口労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるメリットがあります。



認定マーク「もにす」

共に進む（ともにすすむ）という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられました。

つきましては、以下の日程で「もにす認定」通知書交付式を執り行います。

【認定通知書交付式】

「社会福祉法人幸洋福祉会」

日 時 令和6年9月20日（金）14時00分～14時30分

会 場 ハローワーク下松
（下松市東柳1丁目6-1）

※撮影や個別取材も可能です。是非とも当日の交付式にご参加ください。

山口県内のもにす認定事業主一覧

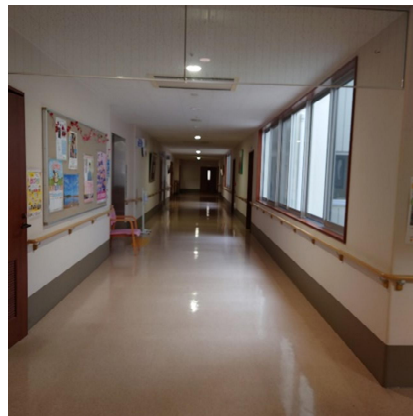
（令和6年8月29日現在）

	事業所名	所在地	事業内容	特例 子会社	認定年月日
1	株式会社 カン喜	周南市	食料品製造業		R2.12.24
2	東洋パックス 株式会社	下松市	鉄鋼業		R3.9.14
3	旭洋造船 株式会社	下関市	輸送用機械器具製造業		R4.11.28
4	株式会社 豆子郎	山口市	食料品製造業		R5.11.8
5	株式会社 サンライン	岩国市	その他の製造業		R5.11.8
6	三和産業 株式会社	下松市	輸送用機械器具製造業		R5.11.8
7	社会福祉法人 幸洋福祉会	下松市	社会保険・社会福祉・介 護事業		R6.7.29

「健全で安らかな生活の保障」

○会社概要

所在地	山口県下松市大字来巻944-1
事業概要	社会福祉事業 ・特別養護老人ホーム ・デイサービス ・居宅介護支援事業 ・ホームヘルパーステーション
従業員数	104名（うち障害者6名：重度身体2名 身体3名 知的1名）
設立	昭和55年4月1日
H P	https://www.syojuen.com/



○取り組み

- ・施設職員の会議などの機会を捉え、障害をはじめ多様性について積極的に周知、職員の障害への理解促進を図っている。
- ・施設内の廊下やトイレがバリアフリーとなるよう設計されており、障害があっても働きやすい職場環境となっている。
- ・障害者が主任として統括業務を行うなど、施設内の重要な役割を担っている。

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		1点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				⑭キャリア形成	特に優良
			優良	1点			優良		4点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	良		2点		
			優良	1点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)		
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
			優良	1点				優良	1点
		⑦募集・採用	特に優良	2点		成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
			優良	1点				優良	1点
		⑧働き方	特に優良	2点	⑰質的側面	特に優良	2点		
			優良	1点		優良	1点		
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)		
			優良	1点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)		
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)					

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。